



同一性と過剰性の狭間での紛争処理実践 : ある法律事務所での光景

仁木, 恒夫

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/ 3J

(Issue Date)

2006-01

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100003>



CDAMS ディスカッションペーパー
06/3J
2006年1月

同一性と過剰性の狭間での紛争処理実践：
ある法律事務所での光景

仁木恒夫

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

「紛争処理実践における法主体」

同一性と過剰性の狭間での紛争処理実践 ある法律事務所での光景

2005.9.10

於：神戸大学

仁木恒夫(大阪大学)

1. はじめに

紛争処理において、紛争当事者は主体としての地位を与えられるべきである。そうした考え方は、一般的には多くの賛同を得るものと思われる。この「主体性」は、関与の程度を強めることを指向する。そしてそれに併せて、なされた決定に対して自己責任を要求するものである。現在進行中の司法改革をめぐる論議のなかでも、このような主体を想定した法化社会が展望されているのである。

ここには、能力をそなえ、その能力を自律的に行使することのできる理性的な主体イメージがあり、その帰結として、主体には自らの行為に対する自己責任がかされてくるのである。しかし、当事者は、けっして孤立して存在するわけではなく、取り巻く人間関係の影響を受けながら変化している。どの紛争行動も、社会関係のなかで作用する力に影響されたものなのである。いわば、紛争処理実践において「主体」は「関係」と不即不離に立ち現れるものである。そうした観点からの批判は、和田報告および西田報告でもなされているところである。

筆者もまた、こうした議論に関心を寄せるものである。しかし、主体を徹底して関係性のなかで捉えることで、内に向かって統合をはかろうとする「主体」を手放してしまう前に、「意志」し「意欲」する「主体」の領域を確保しながら、関係性を取り込んだ紛争処理実践の問題を考えてみることはできないだろうか。この小論では、このような関心から、ある法律事務所でのなされた法律相談を素材に、当事者の「主体的な」紛争処理実践のありようを検討するものである。

2. 主体化の法実践

(1) 初回助言への傾斜

まず簡単に、ここで取り上げるケースについて説明する。この相談は、市役所の法律相談で受けた相談者である御井氏に対しておこなわれた二回目の相談にあたる。依頼者は、初回の法律相談で受けた助言を頼りに、婦人を同行して、箱崎弁護士事務所へやってきたのである(本稿および資料に登場する固有名詞はすべて仮名である)。

依頼者は、以前に消費者金融から一定金額を借りたが、その後、未返済で連絡もないまま10年以上が経過した。しかし、最近、その業者から債権譲渡を受けたという会社から、債務の支払いを請求されたのである。それが相談の概要である。話の大筋については初回の相談で伝えられており、すでに弁護士も消滅時効にかかっているため支払いに応じなくても心配はないと助言もおこなっている。しかし、素人でまだ不安を残す依頼者は、今回、弁護士の事務所に直接訪れ、様々な処理を依頼したのである。

以下では末尾の[同一性と過剰性の狭間での紛争処理実践 ある法律事務所での光景(仁木恒夫)]資料にそって、若干の分析をおこなう。資料では、すでになされていた法律相談で聴取した内容をふまえて、ここでは早い段階から対処すべき方策についての話から始まっている。すなわち、弁護士は事案の概要についての確認をおこなったのち、「消滅時効の通告」を債権者に送付することをすすめていく。ここでは、弁護士から「時効だって通告だけでいいんですか」と訊かれ、依頼者は、明確な態度決定を求められるのである。

(2) 共同実践 巻き込みと自己責任

この相談においては、弁護士は依頼者が立ち会っているなかで、相手方へ送付する書面を作成している。複数保存されている書式モデルから、この案件にもっとも妥当と考えられるものを選び、パソコンの画面に表示されたその書式に、この相談内容の詳細をあてはめていくのである。すでに文章の大枠はできているので、作業は、弁護士が必要な箇所を確認しながらすすめられていった。文章作成が一通り終わりを迎えると、弁護士は、依頼者に向けてその書面の読みあわせを提案する。そして、作成された書類を、依頼者夫婦に手渡し、その文面を音読したのである。音読することで若干の修正箇所を発見し、その修正を施してこの書面は完成する。

この案件では、依頼者が立ち会う中で、依頼者に確認をしながら書面を作成していくという作業、そして完成した書面を依頼者と一緒に読み合わせするという作業によって、弁護士による紛争処理活動がおこなわれている。この二つの作業は、「依頼者からの事実の聴き取り」と「書面の作成」に完全に峻別して、前者の作業を依頼者に対面しておこなう一方、後者の作業を弁護士事務所において弁護士単独で実施することも可能である。しかしながら、この弁護士は、二つの作業を依頼者の立ち会っているこの場面で併せておこなった。そして、その両方の作業に、依頼者の参加を取り付けているのである。

こうして弁護士は、依頼者の参加を組み込んでいくことによって、依頼者が主体的に紛争処理にかかわっていく過程を形成している。いわば、弁護士が依頼者の主体を尊重した相談プラクティスであるといえることができる。しかし依頼者の主体的参加を実践するということは、同時に依頼者にとって負担を強い一面も合わせ持つことを忘れてはならない。依頼者は、弁護士の発問に一つずつ応じて「声を出して」答え、弁護士の読む書面の内容を「直接聞いた」。この日この場で、依頼者は、身をもって具体的な紛争処理方策が作られていくプロセス構築の一部を担ったのである。そうである以上、依頼者の体には、自身が構築したそのプロセスを引き受けていく規律権力が働くと考えられる。この規律の力は、必ずしも明確な状況変動が生じていなくても、依頼者の背後にそこからの逸脱を許さないプレッシャーとしてひかえているのである。そしてさらにいうと、この重力をひたひたと「感じる主体」がそこには存在するのである。

3. 脱主体化を模索する法主体

(1) 弁護士からの再交渉の開放

さて、この相談場面の後半になると、そこでは弁護士は消滅時効の通知を相手方債権者に送付したあとに予想される事態を説明している。「もし向こうが何かやってきたら、損害賠償と債務不存在確認訴訟をすればいい」が、「ここはまともな会社だと思うから何もしてこないと思う」と、今実施しようとしている法援用の帰結と、その後にとりうる手段について弁護士は述べている。さらに、「そこまでは今回の費用でカバーします」とつけ加えている。

単純な事件であり、処理も困難ではない。消滅時効の通知を送付することでおそらく終わるだろう。同種の案件の処理経験をもつ弁護士からみれば、そう予想される。しかし、そうした知識経験を持たない依頼者にとって、先は不透明で不安を完全に払拭するものではない。そこで、弁護士は、この相談事に関連して予想される事態と、それに自分のほうで対応を引き受ける姿勢を明確に示している。そのことによって、依頼者からの再相談の間口が拡げることが達成されたのではないかと考えられるのである。

ここでは依頼者にとって望ましい支援がスムーズに遂行されているように見受けられる。そうではあるけれども、相談の流れをよく見てみると、依頼者と弁護士との間に微妙なずれも観察されるのである。弁護士が書面を作成するにあたり、必要事項を確認する中で、弁護士が「今日、費用は持ってきた？」とたずねたのに対して、依頼者の御井氏はそれにはうなずいて答えるのにくわえて「先生が通知を書いてくれますよね。それで円満に解決…」と述べているのである。依頼者の口から発せられたこの「円満に解決」というコトバは、いま進めている「消滅時効の通知」によって相手方債権者の請求を突き崩そうとする作業とは明らかにニュアンスが異なる。

依頼者の口から発せられたこの「円満に解決」というコトバについてはまた後にあらためて考えてみることにして、ここでは、スムーズに進められた相談プロセスのうちに依頼者と弁護士との間で微妙なずれが見られることを確認しておきたい。

(2) 主体性の仮託

依頼者は、法的手段を行使する準備に参加することで、同時にその結果の責任を引き受ける主体化をすすめていく。もちろん弁護士は、依頼者に有益な解決方法を考えて助言しようとする。したがって、多くの点で、その結果は依頼者に納得がいくものであるといえよう。しかし、弁護士との相互作用が、必ずしも依頼者の求める方向と完全に一致しているとは限らない。一緒に進んでいる方向に違和感を覚えることもありうる。それにもかかわらず、やりとりの結果をすべて引き受けていくことは依頼者にとって負担が大きいのではなかろうか。この、「自己責任」を引き受ける「同一性」が要求される主体の重力に対して、抗おうとする依頼者の動きが、この相談場面でも観察されているので、今度はそれを見てみよう。

まず、この相談では、依頼者本人だけでなく配偶者が同行している。そして、この御井夫人が、相談の間で積極的に参加しているのである。弁護士がおこなう処理内容として「時効だって通告だけでいいんですか」と訊ねたのに対して答えたのは御井夫人である。彼女は、「この人からだが悪いから働けんからっていいいたんですよ」と、債権者に支払えない「物理的な理由」を弁護士に伝えようとしている。また、一通り書面作成作業が完了し、送付の準備に入ろうとする段階で、御井夫人は「電話がかかってくるのは大阪の人ですよ、電話は」とつけ加え、法援用の実効性をあげようと後押しをしているのである。

法援用の名宛人は御井氏本人である。そこに、名宛人ではない御井夫人が積極的な姿勢を示すことで、本人は主体化の一部を御井夫人に帰すことができる。自分に有利な消滅時効の法援用は御井夫人が強く主張している。配偶者の積極的な姿勢が現出することによって、そのようには振舞わない自身は相対的に関与の程度を軽減することができよう。したがって、同一性のプレッシャーが軽減され、依頼者本人も多少異なる関心をのぞかせやすくなるのではなかろうか。

(3) 過剰さの発露

依頼者にとって、いま進めている「消滅時効の通知」は魅力的な手段である。しかし、それに全面的に従うことには、違和感もある。そのことは相談の最後に見られる。書面が完成し、送付に必要な部数の作成を事務職員の長住氏に指示をしている場面である。依頼者は「先生、向こうの人がですね、元金の半分で和解できるかってことなんですよ。そういうことってあるんでしょうかね？」と訊いている。党派的な法援用の準備がほぼ完了したこの時点で、「和解」への関心を示している。

そこには、法援用の魅力と同時に、「借りた金を返さない」という倫理的な居心地の悪さがあったのではなかろうか。満額は不可能でも一部でも支払い「借りた金を返す」という和解による解決への未練が残っている。そして、この関心は、すでにみたように弁護士が必要事項を確認していた時点で「円満な解決」というコトバとしてあらわれていた。この相談を通して、依頼者は、日常生活の中での倫理と法的な正当性との間で揺れていたのである。

債権者の交渉のテクニックとしてありうる旨、この質問に対して弁護士は答えてはいるが、消滅時効の通知を送付するという流れは変わっていない。おそらく依頼者本人も方針を変えることは望んでいないだろう。むしろここで読み取るべきは、一貫した同一性におさまらない依頼者の「過剰さ」である。具体的にどのような手段を講じるかについてはある程度の依頼者の同一性を想定しなければならない。そして、依頼者参加指向の弁護活動では、依頼者のうちにこの同一性の規律権力を働かせる。しかし、依頼者は、ときに相互に両立困難な諸価値の折り合いを付けかねている。そして、かかる依頼者は、弁護士と対面する場面でも、この諸価値の間での揺れを遂行する紛争処理実践をおこなっていた。ここに、脱主体化を模索する法主体の姿をみることができるのである。

4. むすびにかえて

以上、ある法律事務所での紛争処理実践を素材に、紛争当事者の「主体的な」活動を検討してきた。そこでは、同一性を指向し、自身の統合をはかる「主体」の活動をみた。ただし、その同一性は常に容易に実現されるものではなく、過剰さをふくみながら模索されていた。あるいは、「主体の領域」を維持して考察を試みたこの検討が周りとの接触のなかで揺れを生じさせていることを考えると、すでに「主体の領域」の限界を露呈しているのかもしれないのだが。

[同一性と過剰性の狭間での紛争処理実践 ある法律事務所での光景(仁木恒夫)]資料

16:30過ぎに依頼者が夫婦で事務所にやってくる。箱崎弁護士は、入り口脇のスペースで情報カードに記入してもらおう、職員に指示をだす。依頼者は、今週の月曜日の23日に市役所で相談を受けた方。箱崎が事務局スペースで職員とやりとりをしているが、その間、依頼者の御井夫婦は奥にある作業スペースへ案内される。筆者は簡単に挨拶をする。二人とも年齢は50過ぎであろうか。箱崎が来るのを待つ。

やがて箱崎が入ってくる。「どうも...さて、はじめてこれたんじゃないから...古いやつが債権譲渡されたという相談ですね。タコスに昭和の時代に借りたでしたか...」。御井妻「これを見ると平成4年に」、御井「平成4年から、10万円貸してもらって、1日分だけは納めたら、2~3日で電話があって、50万まで融資しますよってということで。簡単に借りれるんだなと」。箱崎「借金はタコスだけ?」。御井「2~3社あったと思います」。箱崎「そっちはどうなったの?」。御井は少し混乱した話をしかけてから「あっ、今はタコスだけです。昔呉服屋やっていたんですがダメになって、兄弟に助けってもらって返済しました。その後サラリーマンになったけど貸してくれない。で、タコスが貸してくれた...」。箱崎「50万?そう」。御井「利息は40くらいで...」。箱崎「40%くらいまで取っていたんですか。どうすんですか。時効だって通告だけでいいんですか?」。御井妻「この人からだが悪いから働けんからっていていたんですよ」。

その途中、職員がコピーをもって相談室に入ってくる。箱崎、それを受け取り、今度はパソコンに向かって「時効で検索してみよう」と。その間、御井夫婦は何か小声で話をしている。御井妻「これ、今初めて本人が気がついた」と書類のひとつをさしていつている。御井はじっと書類をみている。箱崎はパソコンの『今後の請求ならびに支払についてのご連絡』に打ち込みながら質問や確認をしていく。まず「相手はなんていったかね、カーパン?」。御井「はい」。箱崎「今日、費用は持ってきた?」。御井はうなずきながら、「先生が通知を書いてくれますよね。それで円満に解決...」。箱崎「うん、いまね説明するね...たぶん大丈夫だと」。箱崎、さらに相手方の住所を「横浜市鶴見区鶴見...」と入力していく。「それで今日は、速達でいいかな、今日だすかな...今日は27日...御井勝治さん...」。『債権譲渡通知書、返済最終通告書...』とすすめていく。箱崎、ある書類と指して「17年のこういうのはなかった?」。御井「なかったです」。箱崎「これが一番最後だね、訴訟実行予告。でもね、返済最終通告書というのも一度出ときましよう」。箱崎続けてパソコンに入力をしながら「それから、訴訟実行予告という書類が送られてきました。要するに平成17年5月19日現在、239万3708円、債務が存在することを前提に、これを通知人に支払うようにのご請求です。上記債権は、消滅時効の制度によりすでに消滅しています」。箱崎、御井に向かって「どこから債権譲渡を受けたっていうのかな?タコスかね」。御井「ええ、タコス...」。箱崎またパソコンに打ち込みながら「譲渡人に対して有する抗弁を主張できます」。箱崎、御井に対して「借りたのは平成3年5月に35万?貸付は...」。御井が「返済しますでしょ。そうするとまた50万円借りれますよって...」。それを聞きながら、箱崎「まあいいや。契約日からしておきましょう」。続けて「...契約日が平成4年5月なので、平成4年5月ごろから5年間の経過により時効消滅します」。箱崎、文書を完成させると複数の書類に目を通しながら、「どれとどれを送るのかな。これが一番古いですね。これとこれとこれと...それからこれも送っておくか。完成した。ちょっと待っててくださいね」。箱崎、いったん部屋を出る。数分たってまた書類を持って戻り、依頼者の御井夫婦と仁木にそれを渡して「読みあわせをしましょう」という。読み合わせをしながら、文章の最後に若干の修正を加えて「文書、電話による一切のご請求をお辞めくださるようお願いいたします」とした模様。

箱崎、「もし向こうが何かやってきたら、損害賠償と債務不存在確認訴訟をすればいいんですが、でもたぶんやってこないと思う。やると免許取消されちゃうから。年に2~3件はやっているけど、これまでも止まらないケースはなかったから。ここもまともな会社だと思うから何もしてこないと思う。普通は、横浜まで行かないといけないうんだけど、権利がないのに払えというのは明らかに不当だから、損害賠償ができるんです。カー-

パンの本社は大阪でしょ。監督官庁に免許取り消されちゃうから。そこまでは今回の費用でカバーします。二重、三重に最後の裁判となると、さらに費用がかかりますが。万が一というご心配があるから...」。御井妻「電話がかかってくるのは大阪の人ですよね、電話は」。箱崎「じゃあ、大阪と両方にしときましょう。それで」と住所を記入する。箱崎「じっくり話を聞いてみると、こんな簡単な話だけど、大阪から電話がかかってきたかもしれないよね。じゃあ、これでいいかね」とコピーをとりに行くとともに、戸口で事務局の長住に指示事項を伝えているようする。御井「先生、向こうの人がですね、元金の半分で和解できるかってことなんですよね。そういうことってあるんでしょうかね？」と尋ねる。箱崎「あるよ。交渉のテクニックとしては、向こうが5%くらい(?)折れてくるよね。法律上根拠がないことは向こうは知っているんだけど、普通は知らないから払っちゃう。5000円とかいうと払っちゃう。元本は払わなきゃって思っちゃうし、そんなに負けてくれるんならって」。箱崎、長住に書類の指示をする。箱崎、委任状へ住所氏名の記入と、費用を受け取り領収書の作成をする。そして長住に、大阪には速達でもう一方には普通で、3通の書類を同封して作成文書を送るよう指示をする。箱崎、御井に対して送る文書と同じ揃いを渡して、「じゃあ、これ、あげます」。御井妻「こんなのあったら、先生のところに電話あたりするんですか？」ときいたのに対して、箱崎は「いや、ないよ」と簡単に応答。お礼を述べて出て行く依頼者二人を部屋から見送った時点で、17:40。